

野沢北高等学校 生徒の問題行動に対する対応と懲戒について

1 問題行動に対する反省の基本的考え方

(1) 問題行動に対する反省と懲戒は明確に区別する。

- ①反省は、当該生徒の人格の完成をめざし、生徒の抱える問題を解決に向かわせると共に、その後の高校生活が健全に営まれることを目的として行われる。
- ②反省は指導の一環であり、処分ではない。
- ③反省による生徒の活動は重要な学習活動である。

(2) 問題行動の事実関係を正確に把握する。

- ①生徒本人・保護者・関係者から事情を十分に聴く。
- ②複数の職員があたって確認するとともに確認期間を長期化させない。

(3) 生徒の基本的人権に配慮する。

- ①事情聴取の段階から生徒の人権に配慮する。
- ②反省期間中きめ細かい指導を行い、特に学習権を保障する。

(4) 家庭との連携

- ①反省について、本人・保護者への説明を丁寧に行い十分な理解を得るように努める。
- ②保護者への連絡を綿密に行い、学校と家庭との意思疎通に努める。

(5) 校内体制

- ①反省の方針に一貫性をもたせ、職員の一致協力により取り組む。
- ②生徒支援の方針等については、生徒指導係・学年会・職員会議等で協議を尽くし、校長の指導・責任のもとに進める。
- ③問題行動の記録にあたっては個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

2 懲戒

懲戒とは、生徒の在学関係の法的地位に変動を生じるもので、退学、停学および訓告の3種類である。(学校教育法施行規則第26条2項)

(1) 訓告・停学

学校内外で反社会的な行為を行った場合

(2) 退学

問題行動の内容、頻度や継続性等を勘案し、教育上やむを得ないと判断される場合

3 登校反省

登校反省は、問題の状況等により個別に対応する。